

千代田区 公契約条例の適用について

平成26年10月1日施行

●公契約条例とは

区が発注した公共工事や業務委託及び指定管理者の施設管理に従事する労働者の適正な労働環境を確保し、公共サービスの質を確保及び向上に資することを目的とした条例です。

この条例の中で皆様の賃金の下限額が定められています。

●対象となる契約や指定管理

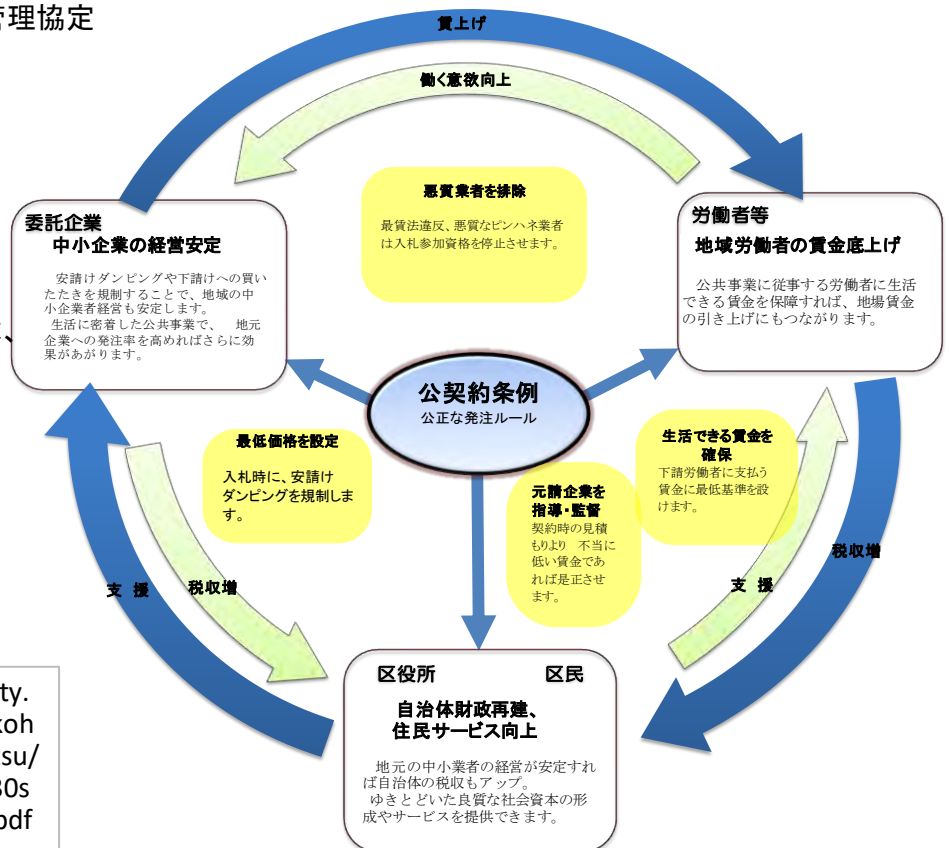
1. 工事請負契約等 予定価格1億5千万円以上の契約
2. 業務委託 予定価格3千万円以上の次の業務の契約
①施設管理業務、②給食調理業務、③警備、車両運行業務、④清掃業務、
⑤廃棄物、資源等回収業務、⑥窓口、管理業務
3. 指定管理協定 全ての指定管理協定

●賃金の確認

職種や業務に応じた1時間あたりの賃金の下限額を裏面に掲載しています。ご自分の1時間あたりの賃金と比べてください。

賃金が下限額を下回っている場合は、発注者や受注者に申し出る事が出来ます。

※申し出等をしたことを理由に解雇、請負契約の解除、その他不利益な取り扱いを受けることはありません。



http://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/kuse/nyusatsu/documents/h30s_huchichirashi.pdf

公契約条例による効果のイメージ

●申し出先(次のいずれか)

1. 発注者
千代田区政策経営部契約課
住所 千代田区九段南一丁目2番1号
電話 03-5211-4156
2. 受注者
千代田区と公契約を締結する者

1. 工事又は製造の請負契約に係る賃金下限額一覧

(単位:円)

職 種	賃金下限額	職 種	賃金下限額	職 種	賃金下限額
特殊作業員	2,494	さく岩工	2,957	左官	2,871
普通作業員	2,172	トンネル特殊工	3,053	配管工	2,334
軽作業員	1,560	トンネル作業員	2,527	はつり工	2,602
造園工	2,236	トンネル世話役	3,397	防水工	3,108
法面工	2,817	橋りょう特殊工	3,118	板金工	2,893
とび工	2,838	橋りょう塗装工	3,237	タイル工	2,377
石工	2,881	橋りょう世話役	3,569	サッシ工	2,656
ブロック工	2,666	土木一般世話役	2,602	屋根ふき工	1,726
電工	2,602	高級船員	3,075	内装工	2,871
鉄筋工	2,860	普通船員	2,430	ガラス工	2,580
鉄骨工	2,666	潜水士	4,257	建具工	2,527
塗装工	2,936	潜水連絡員	2,936	ダクト工	2,279
溶接工	3,139	潜水送気員	2,914	保温工	2,312
運転手(特殊)	2,451	山林砂防工	2,838	建築ブロック工	2,451
運転手(一般)	2,033	軌道工	4,687	設備機械工	2,344
潜かん工	3,118	型わく工	2,699	交通誘導警備員A	1,527
潜かん世話役	3,688	大工	2,656	交通誘導警備員B	1,323

2. 委託業務、指定管理の賃金下限額 1時間あたり 1,042円

3. その他

皆様が安心して仕事ができるように、万一の病気や怪我に備えて、健康保険や労災保険など社会保険に加入しましょう。

その他、ご不明な点がございましたら下記の間合せ先へご連絡ください。

●間合せ

千代田区 政策経営部 契約課
 〒102-8688
 住所 千代田区九段南一丁目2番1号
 電話 03-5211-4156
 FAX 03-3221-7080
 メール keiyaku@city.chiyoda.lg.jp